

○確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件

(平成二十八年一月二十一日)

(国土交通省告示第二百三十九号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十六条第一項第二号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を次のように定める。

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件

建築基準法施行令第百四十六条第一項第二号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものとする。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。